

条 例 見 直 し 調 書

作 成 年 度	平成 26 年度	次 回 見 直 し 予 定	平成 31 年度
---------	----------	---------------	----------

条 例 名	神奈川県奨学金貸付条例														
条 例 番 号	昭和 39 年神奈川県条例第 69 号	法 規 集	第 14 編第 4 章第 2 節												
所 管 室 課	教育局行政部財務課														
条 例 の 概 要	高等学校等又は専修学校の高等課程に在学する生徒で、学資の援助を必要とする者に対して行う奨学金の貸付けに関し、必要な事項を定めている。														
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考												
	必要性 （現在でも必要な条例か。）	経済的な事情にかかわらず、多様化する子どもたちや保護者のニーズに合った教育を自ら選択し、等しく質の高い教育を受けることができるよう、奨学金制度を始めとする就学支援の充実が求められていることから、奨学金を貸し付けることを定めた本条例は、現在でも必要な条例である。													
	有効性 （現行の内容で課題が解決できるか。）	高等学校奨学金の貸付は、平成 21 年度以降、毎年、貸付要件を満たした 5,000 人前後の生徒に実施されており、有効に機能している。	貸付状況 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>貸付者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25</td> <td>4,985 人</td> </tr> <tr> <td>24</td> <td>5,434 人</td> </tr> <tr> <td>23</td> <td>5,276 人</td> </tr> <tr> <td>22</td> <td>5,386 人</td> </tr> <tr> <td>21</td> <td>4,956 人</td> </tr> </tbody> </table> （短期臨時奨学金は除く。）	年度	貸付者数	25	4,985 人	24	5,434 人	23	5,276 人	22	5,386 人	21	4,956 人
	年度	貸付者数													
	25	4,985 人													
	24	5,434 人													
23	5,276 人														
22	5,386 人														
21	4,956 人														
効率性 （現行の内容で効率的といえるか。）	この条例に基づいて、学資の援助を必要とする高等学校等に在学する生徒に奨学金の貸付けを行っている。平成 25 年 12 月の条例改正で短期臨時奨学金を創設した際も、貸付総額が増加しないよう制度設計しており、現行の内容で効率的といえる。 なお、「子供の貧困対策に関する大綱」を踏まえた国の取組み等で、教育の経済的支援が推進された場合は、その措置状況に応じて、適宜見直しを検討する可能性が生じる。														
基本方針適合性 （県政の基本的な方針に適合しているか。）	県の総合計画である「かながわグランドデザイン 実施計画」の中で、「高校生などへの就学支援の充実」が掲げられており、県政の基本的な方針に適合している。														
適法性 （憲法、法令に抵触しないか。）	憲法、法令に抵触しない内容である。														
その他															
見 直 し 結 果	① 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。 ② 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。 ③ 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。 ④ 改正及び運用の改善等を検討する。 ⑤ 廃止を検討する。	理 由 等 現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止の必要はない。													